

令和7年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和7年5月13日 開会

令和7年5月13日 閉会

令和7年5月13日午後1時00分富士宮市農業委員会会長村松義正は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19 名

出席委員 13 名

農業委員出席委員

1 番 脇 坂 英 治	3 番 桑 原 康	4 番 村 松 義 正
5 番 佐 野 守	6 番 杉 山 弘 子	8 番 中 島 由美子
9 番 佐 野 むつみ	10 番 牧 澤 邦 彦	12 番 佐 藤 文 雄
14 番 土 井 一 彦	17 番 篠 原 兼 義	18 番 樋 口 公 孝
19 番 近 藤 千 鶴		

欠席委員

2 番 赤 池 信 敏	7 番 竹 川 篤 志	11 番 渡 邊 勝 彦
13 番 荻 真 教	15 番 後 藤 文 隆	16 番 富 永 政 則

農地利用最適化推進委員出席委員

1 番 土 井 治	2 番 塩 川 金 彦	3 番 佐 野 耕 三
4 番 石 川 哲 郎	5 番 佐 野 潔	6 番 小 林 寿 恵
7 番 渡 井 將 文	8 番 加 茂 光 崇	9 番 青 木 秀 道
10 番 有 賀 文 彦	11 番 原 田 徳 行	12 番 清 利 之

欠席委員

13 番 金 田 壮 市

事務局職員

(併) 事務局長	野 毛 裕紀子	次長兼振興係長	保 坂 伸 次
主 任 主 査	押 尾 貞 治	主 査	池 田 幸 司
会計年度任用職員	大 原 勝		

議長 会長（以下同じ）

それでは、御苦労さまです。

本日は、農繁期で大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ざいます。

それでは、会議に入る前に、欠席の連絡がありましたので、2番、赤池信敏委員、7番、竹川篤志委員、11番、渡邊勝彦委員、15番、後藤文隆委員、16番、富永政則委員より本日の会議に欠席の連絡がありました。また、13番、荻真教委員ですけれども、遅れてくるとの連絡がありましたので報告いたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました、富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、農地法の規定による申請について、取下願の処理状況を事務局に報告させます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。本日配付いたしました令和7年4月11日から令和7年5月12日までの農地法の規定による申請（許可）について、取下願の処理状況を御覧ください。

こちらのA4の1枚のものになります。

第1項につきまして、所在地等は議案のとおりです。令和7年4月18日農地法第3条許可申請、受付番号第34号で受理しておりましたが、都合により、令和7年5月12日に取下願が提出されました。

第2項について、所在地等は議案のとおりです。令和7年4月18日農地法第3条許可申請、受付番号第35号で受理しておりましたが、都合により、令和7年5月12日に取下願が提出されました。

第3項につきまして、所在地等は議案書のとおりです。令和7年4月18日農地法第3条許可申請、受付番号第36号で受理しておりましたが、都合により、令和7年5月12日に取下願が提出されました。

報告は、以上です。

議長

ただいまですけれども、処理状況であります、質疑があれば質疑を許します。御質疑ある方の挙手をお願いいたします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。会期は本日一日と決定したいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって会期は、本日一日と決定いたします。

次に、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名人は、８番、中島由美子委員、９番、佐野むつみ委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって会議録署名人に、８番、中島由美子委員、９番、佐野むつみ委員を御指名いたします。

本日の議事日程は、目次のとおり、報第１９号から協第５号です。

初めに、報第１９号から報第２２号まで、一括して事務局から報告させます。

事務局。

事務局 大原会計年度任用職員

事務局です。それでは、令和７年３月２１日から令和７年４月２０日までの受理分について、報告いたします。

議案の１ページから３ページを御覧ください。朗読します。

報第１９号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が５件提出されました。

続きまして、議案の４ページを御覧ください。朗読します。

報第２０号 農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第３条の３第１項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、２件の届出が受理されました。

続きまして、議案の５ページを御覧ください。朗読します。

報第２１号 農地法第４条第１項第７号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする、農地法第４条第１項第７号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、３件の届出を受理いたしました。

続きまして、議案の６ページから９ページを御覧ください。朗読いたします。

報第２２号 農地法第５条第１項第６号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする、農地法第５条第１項第６号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、13件の届出を受理いたしました。

報告は、以上のとおりです。

議長

ただいま事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。

御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。よって、報第19号から報第22号まで報告済みとします。

次に、議第18号「農地法第3条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。

議第18号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転、またはその他の権利を設定・移転しようとする、農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

議案につきましては、差替がございますので、本日机上に配付いたしました右上に「差替」と記載がある3条の議案を御覧ください。

第1項及び別冊航空写真は1ページを御覧ください。

申請地は大中里で、富士フイルム富士宮工場の南に位置する農地です。

受人は万野原新田にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約となります。

申請隣地の宅地も購入し、申請農地の隣へ居住する予定となっております。

受人は、新規就農となりますが、家庭菜園での栽培経験があり、富士宮市内で農地付きの住宅を探していたところ、農地が見つかり申請に至ったものです。

受人は、ジャガイモ、タマネギ、梅などを栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は1,919平方メートルで、稼働人員は1名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真は2ページを御覧ください。

申請地は小泉で、富士根南中学校の東に位置する農地です。

受人は小泉にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約となります。

申請地の所有者は、遠方に居住しており、耕作が困難であったところ、近くに住む受人が新規就農となりますが、現在の仕事が年内に引退予定であるため、以前より興味のあった農業を行ってみたいと考え、購入申請に至ったとのことです。

現所有者が防草や土の流出防止のため、全体を防草シートや土で固めた状態だったものを、申請

時には、半分程度耕作できる状態に戻しており、購入後、受人が全体を耕作する計画での申請となっており、全部効率利用要件を満たせるものと考えております。

受人は、ネギ、キュウリなどを栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は330平方メートルで、稼働人員は1名です。

続きまして、第3項及び別冊航空写真は3ページを御覧ください。

申請地は栗倉で、村山ジャンボ野球場の東に位置する農地です。

受人は、栗倉にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。贈与契約になります。

受人は、ジャガイモ、ブロッコリー、タマネギなどを栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は7,780平方メートルとなり、稼働人員は3名です。

第4項及び別冊航空写真は4ページを御覧ください。

申請地は下条で、土井ファームの南に位置する農地です。

受人は、大中里にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約となります。

申請隣地の北側、宅地も合わせて購入し、住宅を新築し、申請農地の隣へ居住する予定となっております。

受人は新規就農となりますが、作付けするジネンジョについては、祖父が生産を行っており、その手伝いでの栽培経験があり、今回、宅地と農地を購入したく申請に至ったとのこと。

受人は、申請地ではジネンジョを栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は393平方メートルで、稼働人員は2名です。

続きまして、第5項から第6項、第7項は、取下げとなりました。

続きまして、第8項及び別冊航空写真は7ページを御覧ください。

申請地は下柚野で、柚野小学校の東に位置する農地です。

受人は、富士市大淵にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。使用貸借契約となります。

受人は、富士市に居住しておりますが、以前より稲作に興味があったところ、下柚野にも土地を所有しており、渡人がこの所有土地の隣人であったことを縁として、今回の使用貸借申請となったものです。

受人は、渡人に指導を受けながら、申請地で水稻を栽培する契約です。

受人の許可後耕作面積は1,022平方メートルとなり、稼働人員は2名です。

続きまして、第9項及び別冊航空写真は8ページを御覧ください。

申請地は上柚野で、富士錦酒造の南に位置する農地です。

受人は、上柚野にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は、上柚野で営農しており、今回、経営規模拡大を目的として申請に至ったものです。

受人は、水稻等を栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は1万2,261平方メートルとなり、稼働人員は2名です。

続きまして、第 10 項及び別冊航空写真は 9 ページを御覧ください。

申請地は内房で、橋上地区に位置する農地です。

受人は、名古屋市にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約となります。

受人は、新規就農となり、遠方の住所となっていますが、実家が申請地の近隣にあり、また、仕事の都合上、富士宮市内に週の半分程度滞在するため、常時従事要件に問題はありません。

このたび取得について打診があり、もともと実家の農地であることから、営農を継続することを目的として申請を行うものです。営農経験については、幼少期より実家にて営農経験があります。

受人は、申請地では栗などを栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は 1,350 平方メートルで、稼働人員は 2 名です。

続きまして、第 11 項及び別冊航空写真は 10 ページを御覧ください。

申請地は内房で、尾崎トンネルの南に位置する農地です。

受人は、内房にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は、新規就農となりますが、現在、申請地の隣に居住しており、このたび自宅の隣接地で営農を行いたく、申請を行うものです。

営農経験についてはないため、近隣農家の指導を受けながら営農を行う予定です。

受人は、申請地では、栗などを栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は 381 平方メートルで、稼働人員は 2 名です。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただいまの上程議案のうち、1 項、2 項、4 項、8 項、10 項及び 11 項について、担当委員の調査報告をお願いします。

5 番。

5 番 佐野 守委員

ただいま審議中の議第 18 号、第 1 項の調査結果について、報告いたします。

去る 5 月 9 日、午後 3 時頃、受入本人、渡人、行政書士、塩川推進委員、私、事務局 1 名で現地調査を行いました。

申請地の農地は、中里山の傾斜面にあり段々畑となっています。小集団の生産性の低い第 2 種農地となっています。中里山の等高線に沿って南北に流れる生活用水路で上下に区分され、水路より上の畑 3 筆が市街化調整区域、下の畑 2 筆が市街化区域となっています。周りは民家や不整形の畑が点在しています。

渡人は長野県に住んでいますが、両親が亡くなってから、そこから毎月富士宮市まで通って草刈りなどをして畑の管理をし隣接する自宅を守ってきました。また、現在、畑の一部を知人に耕作してもらっています。

受人は、両親の農地で葉物や根菜類、果樹などを栽培しており、10年以上の農業経験があります。このたび富士宮市内で農地を探していたところ、今回の申請地を譲っていただけるという話になり、申請に至りました。

また、家や農機具小屋なども一括して購入し、耕運機なども導入する計画を持っており、手続が順調に進めば、年内にも引っ越しを希望しています。

今後、申請地では、現在ある梅の果樹畑を引継ぎ、ジャガイモ、タマネギ、サツマイモなどを栽培する予定です。将来的には、米づくりも挑戦したいという意欲を持っています。

また、貸している知人にも、今回の収穫で貸借を終了する旨伝えてあります。農地や民家をそのまま引き継ぐ形で譲り受けるので、周辺への影響はありません。

また、受人は新規就農となっていますが、既に農業経験もあり、営農計画書も提出され、農業経験のある親類のサポートを受けることができるようになっています。

資金調達は、自己資金で賄えており、事務局の説明及び申請どおり問題ありませんので御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長

2項で、事務局。

事務局 押尾主任主査

それでは、第2項につきましては、富士根担当地区案件となりますが、本日、委員欠席のため、事前に事務局で調査結果を預かっておりますので、代読いたします。

2項の案件について、5月9日の金曜日、午後2時頃、私、事務局1名、申請人、申請代理人の計4名で立会いにより、現地調査を行いました。

申請人は、現在の仕事が年内に引退予定であるため、以前より興味があった農業を行ってみたいと考え、自宅周辺の農地が買手を探していることから申請に及んだとのこと。

申請地は、畑として現状も耕作されており、今後も畑として整備しながら耕作されることに問題はありません。ネギ、キュウリなど露地野菜の栽培を計画しており、周辺地域における影響や農地の効率的な利用に問題はありません。地元の農家から栽培指導を受け、今後耕作をされる予定とのこと。

事務局の説明どおりで特に問題ありません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

14番。

14番 土井一彦委員

ただいま審議中の第4項について、報告します。

5月12日、昨日、事務局、本人と私と現地の確認をいたしました。

受人は、まだ年は若いのですが、祖父と一緒にジネンジョをつくるという営農計画も提出され、農機具等もあり、労働力も祖父と一緒にやるということで問題ないかと思います。申請のとおり問題ないかと思います。御審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

議長

17番。

17番 篠原兼義委員

ただいま審議中の第8項の件ですが、5月9日、午前9時半頃、受人と農業委員事務局の担当、それと私、篠原が現地で立会いをしまして、話を聞きました。

申請地は、水田でしたけれども、管理がされていないところを地主との話の中で、借りられるというような話の中で、今、準備をしておりました。それで、整備したところは、水田地帯でして、水田は、周りも水田ですので、地主から農業機械を全部借り、技術の指導も地主のほうからやっていただけるということで話ができているということです。

この方は、富士で事業をやってるそうなんです、その事業を縮小して、最終的には、ここで住んで農業をやりたいというような形で説明をしております。

今回の申請地につきましては、水田地帯ですので、原野になっているところを水田にするということで、地域の影響について何ら問題ありません。

受人が渡人の全面的な協力の下に農業をやれるということですので、先ほど事務局のほうから説明がありましたように何ら問題がないかと思います。このため、ぜひ審議のほうをよろしくお願いします。

以上です。

議長

12番、お願いします。

12番 佐藤文雄委員

ただいま審議中の第10項の調査結果について、報告します。

5月9日金曜日、11時頃、代理人行政書士、近藤委員、事務局、そして私、申請地で会い、話を聞きました。

申請地は、栗畑として現状も耕作されております。今回の申請地についても、引き続き栗の栽培を計画しており、周辺地域における影響や農地の効率的な利用に問題はありません。

また、受人の経営状態、農機具の保有、労働力等確保され、技術、経験も備えており、申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどお願いします。

議長

11項、お願いします。

1 2 番 佐藤文雄委員

続きまして、11項のほうの調査結果について、報告します。

5月9日、10時30分頃、代理人行政書士と近藤委員、私、それと事務局が、申請地で会い話を聞きました。

申請地は、栗、梅畑として現状も耕作されております。

今回の申請地につきましては、引き続き、栗、梅及びキャベツ、ナス等の栽培を計画しております。周辺地域における影響や、農地の効率的な利用に問題はありません。

また、受人の経営状態、農機具の保有、労働力等確保され、技術・経験も近隣の方の協力を得て行うということで、申請書のとおり問題はありませんので、御審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま担当委員よりの報告がありました。

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認め、それでは、農業委員による採決を行います。議第18号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第18号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第19号「農地法第5条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局、お願いします。

事務局 池田主査

事務局です。では、議案の14ページを御覧ください。朗読します。

議第19号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真11ページを御覧ください。

申請地、申請人は、議案のとおりです。

申請人が使用貸借により権利設定し、優良田園住宅に転用しようとするものです。

先にですが、今月、優良田園住宅を転用目的にする案件が複数あります。

改選前に、一度、優良田園住宅について御説明させていただきましたが、今回、改選もございま

したので、簡単に優良田園住宅について御説明いたします。今回、机上に配付しております優良田園住宅に関する資料が1枚あるかと思うので、そちらを御覧いただければと思います。

優良田園住宅制度ですけれども、住宅建設、開発に関わる制度でございまして、直接農地法に関する制度ではなく、農業委員会が直接所管するものでもございせん。農地転用許可申請の転用目的として、優良田園住宅を目的とされることもございます。こちらは、この資料については、市のホームページに掲載されております優良田園住宅制度の資料となります。

この優良田園住宅というのは、良好な自然的環境を形成している地域に所在する一戸建ての住宅のことをいいます。市街化調整区域の住宅建設などの開発は制限されていますけれども、人口減少が予測される中、市街化調整区域に点在する集落の人口規模というのが小さいことに加えて、自然環境や田園環境を保全する観点から、都市的な土地利用が抑制されていることなどもあって人口減少の影響を顕著に受けやすいと、地域コミュニティの弱体化も危惧されるというところになります。

農業面においても、従事者の高齢化や後継者不足などに伴いまして、耕作放棄地の増加も懸念され、住環境整備による定住人口の確保、都市と農村の連携による地域農業の新しい展開等が不可欠となっております。

このため、定住促進などの地域振興に資することを狙いとしまして、市が定める基本方針の要件を満たし、周辺の自然環境と調和したゆとりある良好な居住環境の形成が見込まれる住宅を優良田園住宅として認定する制度となっております。

優良田園住宅の建設計画が市の建築住宅課が所管になりますけれども、提出された場合は、市は県と協議をして認定の可否を判断すると、このような制度となっております。

本件についてですけれども、申請人は現在アパートに住んでおりまして、母が所有する申請地に家族と暮らす住宅を建築したく転用しようとするものとなっております。

申請地は、公共施設または公益的施設の整備状況が一定に達している第3種農地に該当しており、立地要件については、原則許可となります。

優良田園住宅建設計画については、既に認定を受けております。周囲を、東側を畑、西側と北側を宅地、南側を道路に接しており、周囲をコンクリート擁壁及び石積みが既に設置しており、公共下水道、市上水道が整備され、万が一被害が発生した場合は自己責任で対応することになっております。

資金につきましては、借入れにより確保されており、許可後、すぐに着工する計画となります。

続きまして、第2項及び別冊航空写真12ページを御覧ください。

申請地、申請人は議案のとおりです。

申請人が使用貸借により権利設定し、優良田園住宅に転用しようとするものです。

申請人は現在、アパートに居住しておりますが、妻の実家から土地を借りられることとなったた

め、申請地を宅地として転用しようとするものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地に該当しております。第1種農地の転用は原則として許可できませんが、農地法施行規則において、優良田園住宅の建設は公益性が高いと認められる事業とされており、例外的に許可の対象となっております。優良田園住宅建設計画については、現在、県と事前協議を行っており、計画の認定後に許可書を交付することとなります。

申請地は、東側を道路、南側を宅地、北と西を農地に接しており、農地との間には既存の石垣が設置されております。転用に関しては、合併浄化槽を設置する計画となっております。また、西側の田んぼの所有者は転用者の義父となりますが、耕作に際し、転用者との間で耕作に不便がないよう、自由に通行ができるよう書面で約しております。なお、万が一被害が発生した場合は、自己責任にて対応することとなっております。資金については、借入れを予定しており、資金の確保もされております。許可後すぐに着工する計画となります。

第3項及び別冊航空写真13ページを御覧ください。

申請地、申請人は、議案のとおりです。

申請人が売買により権利取得し、太陽光発電設備施設用地として転用しようとするものです。

この案件については、固定価格買取制度（FIT）を使用せず、非FITで売電する予定となります。申請人は、浜松市に本社を置く太陽光発電を主とした発電事業を営んでいる会社で、事業用地を探していたところ、申請地を取得できることとなったため、太陽光発電設備の設置用地として転用しようとするものです。

申請地は、小集団の生産性の低い第2種農地となります。周囲は北側、東側、南側を道路、西側を畑に接しておりますが、隣接地の間には全周フェンスを設置するなどの対策を行い、また雨水の流れ込み防止のため、既に道路面との間に大きく高低差がある東側を除いて土堰堤を設置しますので、周辺農地への影響は軽微と思われます。

敷地には、夏場を中心に年2回程度の草刈りを適宜実施する予定です。太陽光パネル面積が1,000平米未満となり、小規模のものとなります。万が一被害が発生した場合は、自己責任にて対応します。他法令への抵触はなく、近隣住民への事前説明も行っており、問題ないと判断いたしました。また、資金については、自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

続きまして、第4項及び別冊航空写真14ページを御覧ください。

申請地、申請人は議案のとおりです。

申請人が売買により従業員用駐車場13台に転用しようとするものです。

申請人は、現在、申請地から150メートルほど離れた場所で製造業を営んでおり、このたび、既存の駐車場の一部を製品材料の搬出のためのトラック待機場として利用することから、従業員駐

車場が不足し申請に及んだものです。駐車場 19 台分が減少するところ、最低限の 13 台を確保し、不足を補うもので、転用面積については妥当なものと判断いたしました。

申請地の周囲は、北を道路、東を雑種地、西と南を農地に接しますが、境界に見切りを設置する予定です。万が一周辺への被害が生じた場合は、自己の責任で解決いたします。

申請地は、小集団の生産性の低い第 2 種農地であり、周辺に代替地を検討しましたがありませんでした。資金調達については、自己資金を予定しております。許可後、すぐに着工する計画となっております。

続きまして、第 5 項及び別冊航空写真 15 ページを御覧ください。

申請地、申請人は議案のとおりです。

申請人が売買により権利移転し、優良田園住宅に転用しようとするものです。本件についてですが、申請人は、自然豊かな農村集落地域に移住し、住宅を建築したく転用しようとするものです。申請地は、上野出張所から 300 メートル以内に所在する第 3 種農地に該当しており、立地要件においては原則許可となります。優良田園住宅建設計画については、既に認定を受けております。

周囲を北と東を道路、南を水路、西を畑と水路に接しており、周囲には見切り溝があるほか、浄化槽を設置する計画です。西側隣接地には、約 40 平米の小規模な畑が所在していますが、10 メートルほど近傍に住む渡人家族が耕作する予定となっております。また、万が一被害が発生した場合は、自己責任にて対応します。資金については、借入れにより確保されており、許可後すぐに着工する計画となります。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案のうち、2 項及び 3 項について、担当委員の調査報告をお願いします。

18 番。

18 番 樋口公孝委員

第 2 項の案件について、説明します。

5 月 7 日、午前 11 時 15 分から、申請者の代理人である行政書士、荻農業委員、事務局の池田さん、それから私の 4 名で申請予定地及びその周辺農地について現地調査をしました。

申請地は、田畑が広く、連担している第 1 種農地となります。道路及び宅地に寄せて建設するほか、周辺農地との間は、既設で区切りがされています。また、転用による周辺農地の水利への影響も軽微だと思われます。また、西側は、申請者の義父である現在の地主が所有する農地となっており、申請地の転用により、耕作に妨げにならないよう転用者と地主との間で通行を妨げない旨の契約が交わされております。

事務局の説明どおりで問題ありませんので、審議のほどよろしく願いいたします。

議長

3 項、代読で事務局お願いします。

事務局 池田主査

ただいま審議中の3 項について、報告いたします。

こちらの案件ですが、北山区域の農業委員、富永委員が本日欠席のため、事務局から代読をさせていただきます。

5 月12 日、11 時15 分より、現地にて申請者の社員、行政書士の立会いで、事務局、私の4 名で現地調査を行いました。

場所は、県道富士宮線の道沿い、地目は水田の休耕地で、しばらく耕作されてないところです。東と南は道路、西側を水田、三角形で二段になっております。太陽光については、近隣住民と話し合わせ、意見等は寄せられていないとのこと。フェンスは1.5メートルにして、太陽光はあまり反射しないものを使うこと。雑草対策は、年2 回草刈り対応をするとのことでした。

事務局の報告どおり問題がないかと思いますので、御審議ください。

以上です。

議長

それでは、質疑を許します。

御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第19 号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第19 号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第20 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。議案の16 ページを御覧ください。朗読します。

議第20 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

租税特別措置法第70 号の6 第1 項の規定により、相続税の納税猶予に関する適格者証明願があったので審議を求める。

第1 項及び航空写真は、16 ページを御覧ください。

申請地は、大中里に位置する農地です。

申請人は、議案書に記載のとおりです。父親である被相続人から相続により権利を取得し、発生する相続税について、納税猶予の適用を受けるために証明を申請するものです。

現在、露地野菜を栽培しておりますが、今後は、露地野菜と果樹を継続して耕作をしていく予定と聞いております。今後も継続的な耕作・管理が見込まれ、納税猶予適用の要件を満たしておりますので、問題はありません。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

5 番、お願いします。

5 番 佐野 守委員

ただいま審議中の議第 20 号の調査結果について、報告いたします。

去る 5 月 12 日、午前 9 時頃、相続人とその夫、子、また塩川推進委員、私、事務局 1 名で、現地で会って話を聞きました。

当該農地は、申請者の父である被相続人が耕作管理してきた農地で、相続人も引き続き農業経営を行うと認められます。相続人の夫の実家は専業農家で、兄が農業経営を行っておりますので、兄の助言を受けながら既にキュウリなどを作付けし、果樹も植栽しています。今後も家族で根菜類や果樹等の栽培を充実していく計画です。耕運機なども父が使用していたものがあり、今後、継続して農業経営を行っていく予定です。

よって、申請人は、納税猶予適格者であると判断いたしました。申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどお願いいたします。以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第 20 号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第 20 号は、原案のとおり処理することに決定しました。

協第 5 号「農地利用集積等促進計画に関する意見聴取について」を協議いたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 大原会計年度任用職員

事務局です。本日の机上、お手元に配付しております協第5号、農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取についてと題された議案を御覧ください。今日はたくさんありますけれども、よろしいでしょうか、ホチキス留めされた資料でございます。よろしいでしょうか。朗読します。

協第5号 農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について

令和7年5月12日付け、富農第240号で農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき意見を求められた富士宮市農用地利用集積等促進計画について、意見を伺う。

議案、かがみの裏面にあります、農用地利用集積等促進計画に関する意見書についての依頼文から3枚めくっていただきまして、4ページになります。

4ページ、富士宮市農用地利用集積等促進計画、利用権設定各筆明細の第1項を御覧ください。よろしいでしょうか。

では、第1項から順に説明いたします。

第1項、受人は、議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

野菜を栽培し、設定期間は10年で、新規になります。移転後経営面積は1,768平方メートルになります。

続きまして、第2項及び第3項は、同一受人による案件のため、まとめて説明いたします。

受人は、議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

野菜を栽培し、設定期間は第2項が8年2か月の再設定、第3項が10年の新規になります。移転後経営面積は7,112平方メートルになります。

第4項を御覧ください。

受人は、議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

水稻を栽培し、設定期間は10年で新規になります。移転後経営面積は4万8,109.42平方メートルになります。

第5項及び第6項は、同一受人による案件のため、まとめて説明いたします。

受人は、議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

野菜を栽培し、設定期間は10年で再設定になります。移転後経営面積は4万302.68平方メートルになります。

第7項を御覧ください。

受人は、議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

野菜を栽培し、設定期間は10年で新規になります。移転後経営面積は9,375平方メートルになります。

次に、第8項を御覧ください。

受人は、議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

野菜を栽培し、設定期間は10年で新規になります。移転後経営面積は11万4,226.26平方メートルになります。

第9項を御覧ください。

受人は、議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

野菜を栽培し、設定期間は10年で新規になります。移転後経営面積は2万108平方メートルになります。

第10項から第14項までは、同一受人による案件のため、まとめて説明いたします。

受人は、議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

野菜を栽培し、設定期間はいずれも10年で新規になります。移転後経営面積は6万8,108平方メートルになります。

第15項を御覧ください。

受人は、議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

野菜を栽培し、設定期間は10年で新規になります。移転後経営面積は1万3,480.73平方メートルになります。

続きまして、12ページ、富士宮市農用地利用集積等促進計画、所有権移転各筆明細を御覧ください。

こちらは、本年1月の農用地の所有権移転あっせん申出に係る買入れ協議を経て、統合前の旧富士宮市農用地利用集積計画において、農地中間管理機構が取得したものであり、農用地の集約化を図る買主に所有権の移転を計画するものであります。

第1項を御覧ください。

買主は、議案書のとおりで、取得後は、飼料作物の栽培を予定しており、移転後、経営面積は、25万8,261.70平方メートルになります。

第2項を御覧ください。

買主は、議案書のとおりで、取得後は、飼料作物の栽培を予定しており、移転後、経営面積は、54万918.77平方メートルとなります。

第1項及び第2項とも引渡しの時期は、本年6月20日を予定しております。

以上、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の規定に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。

以上で、説明を終わります。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑ございませんか。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決をします。協第5号は、原案のとおり処理することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって協第5号は、原案のとおり処理することに決定しました。

続きまして、報告事項として、農地改良届出書の受理状況を事務局から報告させます。

事務局。

事務局 池田主査

事務局です。農地改良届出書の受理状況について、説明いたします。

農地改良届出書の受理状況及び裏面の航空写真を御覧ください。もう一枚あります、の航空写真を御覧ください。

農地改良届出の完了報告の提出がございました。

届出人、所在地については、受理状況のとおりとなります。

第1項、令和7年3月28日に完了報告が提出されました。こちらの案件については、令和6年10月17日受付にて農地改良届出が提出されたものとなります。申請地は、県事業にて、田子の浦港のしゅんせつ工事、これは港湾等の水底をさらって土砂などを取り去る工事のことですが、ここで発生した土を牧草地で利用し、合わせて効率的な耕作のための造成を行うために届け出られたものとなります。

この田子の浦港のしゅんせつ工事での牧草栽培については、畜産試験場にて実証実験が実施済みとなっております。現在、こちらの申請地については、牧草地として整地、管理されている状況となっております。

説明は、以上です。

議長

ただいま事務局から報告がありましたが、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

次に、協議事項として、令和7年度富士宮市農繁期臨時雇等賃金申し合わせ基準について、事務局から説明させます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

事務局です。本年度の農繁期の臨時雇等賃金の基準額（案）を作成いたしましたので、提出いたします。

金額につきましては、農家の負担が増加することが懸念されるため、基準額の決定につきましては、慎重に行っているところでございます。本年度の案につきましては、静岡県の農業臨時雇賃金の平均額や、富士市の金額、農協の基本作業料金、静岡県の最低賃金等が軒並み増額となっていることから、本市においても前年度から増額としております。増額幅につきましては、県平均等を参考とし、富士市と同額となっております。

なお、当該金額につきましては、あくまで目安となりますので、地域の慣習や作業の内容に応じた実施をお願いいたします。

この内容につきましては、総会后、ホームページ及び広報ふじのみやへお知らせを記載し、また、富士伊豆農業協同組合、富士開拓農業協同組合、富士市農業委員会へ情報共有いたします。

説明は、以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。よって、原案のとおり取り計らうこととします。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は、6月11日を予定しております。

以上をもちまして、令和7年5月の富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

この後、農地利用最適化推進会議を行います。

午後1時54分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会

会 長

会議録署名人

8 番

会議録署名人

9 番